

原料費調整制度に基づく

平成30年4月のガス料金について

平成30年3月1日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成30年4月検針分に適用される単位料金を平成30年3月検針分に比べ1m³当たり1,36円(税込)上方に調整させていただきます。

月間のガスご使用量が39m³のご家庭では、平成30年3月検針分と比べて、1か月当たり54円(税込)の引上げとなります。

今回のガス料金の調整は平成29年11月～平成30年1月のLNG平均価格及びLPG平均価格(貿易統計値)により算定された平均原料価格が、前期(平成29年10月～平成29年12月)より上がったことによるものです。

また、平成30年4月検針分に適用する料金につきましては、広報上越3月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ(検針票)」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518

<別紙>

料金表（平成30年4月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成30年3月に適用する調整単位料金と比較した場合1m³当たり1.36円（税込）の引上げとなります。

なお、基準単位料金に対しては12.14円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 (円/月)	367.20	410.40	626.40
調整単位料金 4月 (円/m ³)	119.72	117.99	117.12
調整単位料金 (参考) 3月 (円/m ³)	118.36	116.63	115.76

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成30年4月 適用料金	平成30年3月 適用料金	増減額	増減率
39m ³	5,012円/月	4,958円/月	54円/月	1.08%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月当たり平均使用量39m³（45.0メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成29年11月～平成30年1月 (4月検針分に適用)	平成29年10月～平成29年12月 (3月検針分に適用)
平均原料価格※1	50,330円/ト	48,610円/ト

基準平均原料価格※2	35,090円/ト
------------	-----------

※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.9771+LPG平均価格×0.0474

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定(平成28年6月から8月までのLNG平均価格34,120円×0.9771+平成28年6月から8月までのLPG平均価格36,970円×0.0474)

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格(平成29年11月～平成30年1月貿易統計値)} \times 0.9771 \\ &= 48,210\text{円/ト} \times 0.9771 \\ &= 47,105.991\text{円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格(平成29年11月～平成30年1月貿易統計値)} \times 0.0474 \\ &= 68,050\text{円/ト} \times 0.0474 \\ &= 3,225.570\text{円/ト} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 47,105.991\text{円/ト} + 3,225.570\text{円/ト} \\ &= 50,331.561\text{円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{(10円未満四捨五入)} \\ &= 50,330\text{円/ト} \end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 50,330\text{円/ト} - 35,090\text{円/ト} \\ &= 15,240\text{円/ト} \\ &\quad \downarrow \text{(100円未満切捨て)} \\ &= 15,200\text{円/ト} \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + 0.074\text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 1.08 \\ &= 105.85\text{円} + 0.074\text{円} \times 15,200\text{円} / 100\text{円} \times 1.08 \\ &= 105.85\text{円} + 12.14784\text{円} \\ &= 117.99784\text{円} \\ &\quad \downarrow \text{(小数点第3位以下切捨て)} \\ &= 117.99\text{円} \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07992円(0.074円に1.08を乗じた値)調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³あたり**12.14円(税込)**上方調整します。